



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成26年12月24日水曜日 第2634号外 1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....83
愛媛県地域医療介護総合確保基金条例.....	(医療対策課).....83
児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例.....	(健康増進課).....84
難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例.....	( " ).....86
愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例.....	(薬務衛生課).....86
愛媛県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例.....	(子育て支援課).....89
愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....	(都市整備課).....91

### 条 例

#### ○愛媛県条例第48号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 初任給調整手当 )</p> <p><b>第18条の 4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日(第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額412,200円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,300円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,200円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の 4</b> 省略</p>	<p>( 初任給調整手当 )</p> <p><b>第18条の 4</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日(第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額410,900円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額30,000円</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第19条の 4</b> 省略</p>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

#### 附 則

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.825（特定幹部職員にあつては、100分の1.025）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（特定幹部職員にあつては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

#### 附 則

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.675（特定幹部職員にあつては、100分の0.875）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定幹部職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,191	188,507	225,565	264,633	291,950	323,485	369,080	415,880	467,602
	2	139,296	190,314	227,473	266,742	294,259	325,794	371,691	418,391	470,715
	3	140,501	192,122	229,382	268,750	296,569	328,104	374,302	420,902	473,828
	4	141,606	193,930	231,189	270,859	298,879	330,414	376,913	423,412	476,942
	5	142,711	195,537	232,897	272,868	300,988	332,724	379,123	425,321	479,954
	6	143,815	197,344	234,805	274,977	303,298	334,833	381,634	427,630	483,068
	7	144,920	199,152	236,713	277,086	305,608	337,043	384,144	429,840	486,181
	8	146,025	200,960	238,521	279,195	307,918	339,252	386,655	432,049	489,294
	9	147,129	202,667	240,228	281,304	310,127	341,462	389,266	434,158	492,107
	10	148,535	204,475	242,136	283,413	312,437	343,671	391,978	436,267	495,220
	11	149,841	206,283	243,944	285,522	314,747	345,880	394,689	438,376	498,233
	12	151,147	208,090	245,852	287,631	317,057	348,090	397,401	440,586	501,346
	13	152,452	209,697	247,559	289,740	319,266	350,098	399,912	442,394	504,058
	14	153,959	211,606	249,468	291,849	321,476	352,208	402,222	444,302	506,468
	15	155,465	213,514	251,275	293,958	323,685	354,317	404,532	446,310	508,778
	16	157,072	215,422	253,083	296,067	325,895	356,426	406,942	448,319	511,188
	17	158,378	217,230	254,790	298,076	328,004	358,334	408,850	450,227	513,498
	18	159,884	219,138	256,799	300,185	330,113	360,342	410,859	452,035	515,005
	19	161,391	221,046	258,808	302,294	332,222	362,351	412,767	453,843	516,511
	20	162,897	222,954	260,816	304,403	334,231	364,259	414,675	455,650	517,917
	21	164,303	224,661	262,724	306,512	336,340	366,368	416,583	457,458	519,122
	22	167,015	226,570	264,633	308,621	338,449	368,276	418,391	458,965	520,629
	23	169,626	228,478	266,541	310,730	340,558	370,285	420,299	460,471	522,135
	24	172,237	230,386	268,348	312,839	342,667	372,294	422,308	461,978	523,642
	25	174,949	231,993	270,357	314,747	344,274	374,302	424,115	463,384	524,847
	26	176,656	233,801	272,265	316,856	346,282	376,311	425,622	464,689	525,951
	27	178,363	235,508	274,173	318,965	348,291	378,319	427,229	465,995	527,157
	28	180,070	237,316	276,082	321,074	350,299	380,328	428,836	467,200	528,362
	29	181,577	238,722	277,889	323,083	352,107	381,935	430,442	468,204	529,466
	30	183,385	240,228	279,797	325,192	354,015	383,743	431,748	468,907	530,370
	31	185,192	241,735	281,706	327,301	355,923	385,550	433,054	469,711	531,274
	32	186,900	243,241	283,614	329,410	357,832	387,258	434,359	470,414	532,178

	33	188,507	244,647	285,321	331,017	359,740	389,065	435,564	471,117	532,982
	34	190,013	246,153	287,229	333,025	361,548	390,471	436,870	471,920	533,885
	35	191,520	247,660	289,137	335,134	363,355	392,078	438,176	472,623	534,789
	36	193,026	249,267	291,046	337,243	365,063	393,685	439,381	473,427	535,492
	37	194,332	250,572	292,753	339,152	366,569	395,192	440,586	474,230	536,396
	38	195,637	252,179	294,561	341,160	367,875	396,397	441,389	474,933	537,300
	39	196,943	253,786	296,368	343,169	369,281	397,602	442,193	475,736	538,204
	40	198,248	255,393	298,176	345,177	370,687	398,807	442,996	476,540	539,108
	41	199,554	256,799	299,984	347,086	372,193	399,912	443,599	477,343	540,012
	42	200,860	258,205	301,691	348,994	373,097	401,117	444,302	478,046	
	43	202,165	259,611	303,399	350,902	374,202	402,322	445,005	478,850	
	44	203,471	261,017	305,106	352,810	375,306	403,527	445,708	479,452	
	45	204,676	262,222	306,813	354,317	376,110	404,230	446,511	480,256	
	46	205,981	263,628	308,520	355,823	377,014	404,933	447,315		
	47	207,287	265,034	310,228	357,329	377,918	405,636	448,018		
	48	208,593	266,440	311,935	358,836	378,821	406,339	448,821		
	49	209,697	267,746	313,140	360,543	379,826	406,942	449,424		
再任 用職 員以 外の 職員	50	210,802	268,951	314,747	361,347	380,629	407,645	450,127		
	51	211,907	270,257	316,354	362,552	381,433	408,348	450,930		
	52	213,012	271,562	317,961	363,556	382,236	409,051	451,734		
	53	214,217	272,667	319,668	364,460	382,939	409,754	452,336		
	54	215,221	273,872	321,275	365,565	383,642	410,457	453,140		
	55	216,225	275,178	322,882	366,569	384,345	411,160	453,943		
	56	217,230	276,483	324,489	367,674	385,048	411,763	454,546		
	57	218,033	277,588	325,995	368,578	385,550	412,365	455,148		
	58	219,037	278,693	327,200	369,281	386,153	412,968	455,952		
	59	219,941	279,797	328,406	369,984	386,856	413,570	456,755		
	60	220,946	280,902	329,611	370,687	387,559	414,173	457,559		
	61	221,749	282,107	330,414	371,189	387,961	414,675	458,161		
	62	222,753	283,112	331,318	371,791	388,664	415,378			
	63	223,758	284,116	332,122	372,494	389,266	415,981			
	64	224,762	285,120	332,925	373,197	389,869	416,583			
	65	225,465	285,924	333,829	373,499	390,371	416,884			
	66	226,469	286,828	334,231	374,202	390,973	417,487			
	67	227,473	287,731	335,034	374,905	391,576	418,190			
	68	228,578	288,635	335,837	375,608	392,179	418,692			
	69	229,382	289,640	336,641	376,009	392,580	419,194			

70	230,185	290,443	337,344	376,612	393,183	419,897
71	230,989	291,247	338,047	377,315	393,886	420,600
72	231,792	292,050	338,750	377,918	394,489	421,303
73	232,595	292,853	339,252	378,319	394,790	421,806
74	233,298	293,356	339,855	378,922	395,493	422,509
75	234,001	293,858	340,457	379,625	396,196	423,212
76	234,704	294,360	341,060	380,227	396,698	423,915
77	235,407	294,460	341,361	380,629	397,100	424,417
78	236,211	294,862	341,863	381,131	397,803	
79	237,014	295,063	342,265	381,734	398,506	
80	237,818	295,465	342,767	382,236	399,209	
81	238,521	295,665	343,169	382,738	399,711	
82	239,224	295,866	343,671	383,341	400,414	
83	239,927	296,268	344,173	383,943	401,117	
84	240,630	296,569	344,675	384,345	401,820	
85	241,333	296,871	345,077	384,948	402,322	
86	242,036	297,172	345,479	385,550		
87	242,739	297,473	345,981	386,153		
88	243,442	297,875	346,383	386,755		
89	244,145	298,176	346,684	387,458		
90	244,647	298,578	347,086	388,061		
91	245,149	298,980	347,588	388,664		
92	245,651	299,381	347,989	389,266		
93	245,953	299,482	348,190	389,969		
94		299,783	348,592			
95		300,185	349,094			
96		300,586	349,496			
97		300,787	349,596			
98		301,089	350,098			
99		301,490	350,601			
100		301,892	350,902			
101		302,093	351,203			
102		302,394	351,605			
103		302,796	352,007			
104		303,097	352,408			
105		303,298	352,911			
106		303,599	353,312			

	107		304,001	353,714						
	108		304,302	354,116						
	109		304,503	354,618						
	110		304,905	355,020						
	111		305,307	355,421						
	112		305,608	355,723						
	113		305,708	356,225						
	114		306,010							
	115		306,311							
	116		306,713							
	117		306,914							
	118		307,114							
	119		307,416							
	120		307,717							
	121		308,119							
	122		308,320							
	123		308,621							
	124		308,922							
	125		309,324							
再任用職員		186,598	214,317	258,707	278,994	294,460	320,472	363,154	397,100	449,424

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,989	176,656	203,370	243,341	294,661	322,681	352,208	388,362	430,945
	2	162,696	178,464	205,379	245,149	296,971	324,991	354,517	390,572	432,853
	3	164,504	180,271	207,387	246,957	299,281	327,301	356,827	392,781	434,761
	4	166,211	182,079	209,396	248,765	301,591	329,611	359,137	394,890	436,669
	5	167,718	183,987	211,405	250,673	303,599	332,021	361,246	396,798	438,075
	6	169,626	186,297	213,413	252,581	305,909	334,231	363,456	398,807	439,782
	7	171,434	188,607	215,422	254,489	308,219	336,540	365,665	400,816	441,389
	8	173,342	190,917	217,330	256,297	310,529	338,850	367,875	402,623	442,996
	9	175,049	193,126	219,439	257,904	312,638	340,859	369,883	404,532	444,603
	10	176,756	195,738	221,247	259,812	314,948	343,169	372,093	406,540	446,310
	11	178,464	198,248	223,055	261,620	317,258	345,479	374,302	408,649	448,018
	12	180,171	200,759	224,862	263,427	319,568	347,789	376,512	410,758	449,725
	13	182,079	203,169	226,770	265,135	321,677	349,898	378,721	412,566	450,930
	14	184,188	204,977	228,679	266,742	323,987	352,107	380,930	414,675	452,537
	15	186,297	206,785	230,587	268,348	326,297	354,317	383,140	416,784	454,345
	16	188,406	208,593	232,495	269,855	328,606	356,526	385,349	418,893	456,153
	17	190,616	210,501	234,102	271,161	330,615	358,735	387,157	420,701	457,759
	18	193,026	212,409	235,910	273,069	332,925	360,844	389,166	422,408	459,567
	19	195,436	214,317	237,717	274,876	335,134	362,954	391,275	424,115	461,375
	20	197,847	216,125	239,525	276,684	337,444	365,063	393,283	425,823	463,183
	21	200,357	217,832	241,333	278,191	339,553	367,272	395,192	427,530	464,790
	22	202,165	219,640	242,839	280,099	341,662	369,281	397,301	429,137	466,597
	23	203,973	221,448	244,346	282,007	343,771	371,390	399,410	430,643	468,305
	24	205,781	223,255	245,752	283,915	345,880	373,499	401,519	432,250	470,112
	25	207,689	224,963	247,158	285,522	347,889	375,407	403,226	433,556	471,619
	26	209,496	226,670	248,765	287,731	349,998	377,516	405,335	434,962	473,025
	27	211,304	228,377	250,371	289,941	352,107	379,625	407,444	436,569	474,531
	28	213,012	230,085	251,978	292,150	354,216	381,734	409,553	438,176	475,837
	29	214,920	231,591	253,384	294,460	356,426	383,743	411,160	439,481	477,042
	30	216,727	233,399	254,790	296,469	358,535	385,852	412,968	441,188	477,745
	31	218,535	235,207	256,297	298,477	360,644	387,961	414,675	442,896	478,448
	32	220,343	237,014	257,803	300,486	362,753	390,070	416,382	444,603	479,151

	33	222,050	238,621	259,008	302,394	364,460	391,978	418,190	446,009	479,653
	34	223,758	240,228	260,515	304,302	366,569	394,087	419,696	447,716	480,457
	35	225,465	241,835	261,921	306,211	368,578	396,196	421,303	449,424	481,160
	36	227,172	243,341	263,427	308,119	370,687	398,204	422,910	451,031	481,963
	37	228,679	244,747	264,633	310,027	372,695	399,912	424,316	452,437	482,566
	38	230,486	246,254	266,139	311,935	374,804	401,418	425,823	453,140	483,269
	39	232,294	247,760	267,645	313,843	376,913	402,824	427,329	453,843	484,072
	40	234,102	249,267	269,051	315,751	379,022	404,230	428,836	454,546	484,876
	41	235,709	250,773	270,357	317,660	381,031	405,536	430,442	454,947	485,478
	42	237,215	252,179	272,064	319,568	383,140	406,641	431,748	455,550	486,282
	43	238,722	253,686	273,772	321,476	385,249	407,645	433,054	456,253	487,085
	44	240,128	255,192	275,379	323,384	387,358	408,649	434,359	456,856	487,688
	45	241,534	256,397	276,885	325,292	389,065	409,854	435,364	457,659	488,290
	46	242,839	257,904	278,592	327,200	390,773	411,059	436,167	458,362	
	47	244,145	259,310	280,300	329,109	392,480	412,265	436,970	458,965	
	48	245,450	260,816	282,007	331,017	394,187	413,470	437,774	459,668	
	49	246,555	262,021	283,815	332,624	395,694	414,775	438,276	460,371	
再任 用職 員以 外の 職員	50	247,961	263,528	285,522	334,231	396,698	415,579	439,079	460,973	
	51	249,468	265,034	287,229	335,938	397,702	416,382	439,883	461,676	
	52	250,874	266,541	288,937	337,645	398,707	417,186	440,686	462,379	
	53	252,079	267,746	290,443	339,352	400,012	417,688	441,188	463,082	
	54	253,585	269,252	292,251	341,160	401,117	418,391	441,892	463,785	
	55	254,991	270,960	294,059	342,968	402,322	419,094	442,595	464,488	
	56	256,498	272,567	295,866	344,776	403,527	419,696	443,197	464,990	
	57	257,703	273,973	297,473	346,081	404,833	420,399	443,800	465,693	
	58	259,008	275,680	299,281	347,789	405,636	420,801	444,402	466,296	
	59	260,314	277,387	301,089	349,496	406,440	421,404	444,904	466,999	
60	261,620	279,094	302,896	351,203	407,243	422,006	445,507	467,702		
61	262,925	280,701	304,503	352,911	407,745	422,509	446,110	468,405		
62	264,231	282,308	306,311	354,618	408,448	423,111	446,712			
63	265,637	283,915	308,119	356,325	409,151	423,613	447,214			
64	267,043	285,522	309,926	358,032	409,854	424,115	447,817			
65	268,449	287,028	311,433	359,740	410,156	424,618	448,319			
66	269,754	288,535	313,140	361,347	410,859	425,220	448,922			
67	271,161	290,041	314,848	362,954	411,562	425,622	449,524			
68	272,567	291,548	316,555	364,560	412,265	426,124	449,825			
69	273,772	293,155	318,162	365,866	412,666	426,626	450,528			



70	275,178	294,762	319,668	367,272	413,169	427,128	451,131
71	276,584	296,368	321,175	368,578	413,771	427,731	451,734
72	277,990	297,975	322,681	369,984	414,273	428,333	452,336
73	279,396	299,381	323,685	371,289	414,775	428,735	452,939
74	280,802	300,787	325,393	372,494	415,177	429,338	453,541
75	282,208	302,294	327,100	373,900	415,780	429,940	454,144
76	283,614	303,800	328,807	375,206	416,282	430,242	454,747
77	284,819	305,005	330,615	376,512	416,784	430,744	455,450
78	286,024	306,512	332,322	377,717	417,286	431,346	
79	287,229	308,018	333,929	378,922	417,889	431,949	
80	288,434	309,525	335,637	380,127	418,391	432,552	
81	289,740	311,031	337,344	381,433	418,793	433,054	
82	290,945	312,437	339,051	382,638	419,395	433,656	
83	292,251	313,843	340,758	383,843	419,998	434,259	
84	293,556	315,249	342,466	385,048	420,299	434,861	
85	294,862	316,454	343,972	386,153	420,801	435,464	
86	296,067	317,961	345,479	386,755	421,404		
87	297,272	319,467	346,985	387,258	422,006		
88	298,477	320,974	348,492	387,860	422,509		
89	299,683	322,480	349,797	388,463	423,111		
90	300,888	323,987	351,103	389,065	423,714		
91	302,093	325,493	352,408	389,668	424,316		
92	303,298	327,000	353,814	390,270	424,919		
93	304,102	328,305	355,220	390,672	425,521		
94	305,407	329,711	356,727	391,174			
95	306,713	331,117	358,233	391,777			
96	308,018	332,523	359,740	392,279			
97	309,123	333,728	361,146	392,681			
98	310,328	335,034	362,351	393,083			
99	311,533	336,340	363,456	393,685			
100	312,739	337,645	364,661	394,187			
101	313,944	339,051	365,866	394,589			
102	315,048	340,055	366,971	395,091			
103	316,153	341,261	368,075	395,694			
104	317,258	342,466	369,281	396,196			
105	318,061	343,571	370,486	396,497			
106	318,664	344,675	371,088	396,999			

107	319,266	345,780	371,691	397,501					
108	319,969	346,885	372,294	397,803					
109	320,472	348,090	372,896	398,104					
110	320,974	349,094	373,398	398,606					
111	321,576	350,098	374,001	399,108					
112	322,179	351,103	374,503	399,610					
113	322,982	352,007	374,905	399,912					
114	323,685	352,911	375,306	400,414					
115	324,388	353,915	375,909	400,916					
116	325,192	354,919	376,411	401,418					
117	325,794	356,024	376,813	401,820					
118	326,598	356,526	377,315	402,322					
119	327,401	357,129	377,918	402,824					
120	328,205	357,731	378,420	403,326					
121	328,807	358,133	378,520	403,728					
122	329,209	358,535	379,123	404,230					
123	329,711	359,037	379,725	404,732					
124	330,213	359,438	380,127	405,235					
125	330,515	359,840	380,629	405,636					
126		360,242	381,131						
127		360,744	381,634						
128		361,146	382,136						
129		361,548	382,437						
130			382,939						
131			383,441						
132			383,943						
133			384,245						
134			384,747						
135			385,149						
136			385,651						
137			385,952						
138			386,454						
139			386,956						
140			387,458						
141			387,760						
再任用職員	240,429	252,179	256,498	292,753	310,127	324,589	348,793	384,747	417,186

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,292	188,004	277,990	335,134	395,392
	2	139,396	190,515	280,802	337,344	398,305
	3	140,602	192,926	283,614	339,553	401,217
	4	141,706	195,336	286,426	341,763	404,029
	5	142,811	197,847	288,937	343,771	406,339
	6	144,117	200,156	291,648	345,880	409,151
	7	145,422	202,466	294,460	347,989	411,963
	8	146,728	204,676	297,272	350,098	414,675
	9	147,832	206,785	299,883	352,208	417,387
	10	149,540	209,095	302,696	354,317	420,199
	11	151,147	211,405	305,508	356,426	423,011
	12	152,754	213,715	308,320	358,535	425,823
	13	154,260	215,924	310,931	360,644	428,635
	14	156,168	218,334	313,743	362,552	431,447
	15	158,076	220,745	316,454	364,460	434,259
	16	160,085	223,155	319,266	366,469	437,071
	17	161,893	225,465	321,878	368,377	439,582
	18	164,102	228,277	324,188	370,285	442,193
	19	166,312	231,189	326,497	372,294	444,804
	20	168,421	234,102	328,807	374,302	447,415
	21	170,630	236,813	331,218	376,110	450,026
	22	173,040	239,625	333,226	378,118	452,638
	23	175,350	242,438	335,235	380,127	455,249
	24	177,660	245,250	337,344	382,035	457,860
	25	179,769	248,062	339,553	383,642	460,170
	26	181,878	250,773	341,462	385,450	462,580
	27	183,987	253,485	343,370	387,358	465,191
	28	186,096	256,196	345,278	389,266	467,702
	29	188,105	259,008	347,286	391,174	470,213
	30	189,913	261,419	348,994	393,183	472,824
	31	191,720	263,829	350,701	395,192	475,435
	32	193,428	266,239	352,408	397,200	478,046

	33	195,235	268,248	353,814	398,907	480,356
	34	197,144	270,759	355,321	400,715	482,867
	35	199,052	273,169	356,827	402,322	485,378
	36	200,960	275,579	358,334	404,130	487,888
	37	202,667	277,688	359,740	405,435	490,299
	38	204,575	279,597	361,146	406,942	492,810
	39	206,484	281,505	362,552	408,348	495,220
	40	208,392	283,413	363,958	409,754	497,731
	41	210,300	285,020	364,862	411,160	500,040
	42	212,208	286,325	366,067	412,566	502,350
	43	214,116	287,631	367,372	414,072	504,560
	44	216,024	288,937	368,578	415,679	506,870
	45	217,933	289,941	369,783	417,085	508,778
	46	219,941	291,247	370,988	418,491	510,385
	47	221,950	292,552	372,294	420,098	511,992
	48	223,858	293,858	373,599	421,705	513,498
再任 用職 員以 外の 職員	49	225,666	295,264	374,704	423,011	515,205
	50	227,674	296,569	376,009	424,517	516,712
	51	229,683	297,875	377,315	426,024	518,118
	52	231,692	299,080	378,621	427,530	519,624
	53	233,499	300,285	379,324	428,936	520,829
	54	235,508	301,490	380,328	430,342	522,035
	55	237,516	302,796	381,332	431,748	523,240
	56	239,425	304,102	382,337	433,154	524,445
	57	241,132	305,206	383,240	434,259	525,449
	58	242,638	306,411	384,044	435,564	526,454
	59	244,044	307,617	384,747	436,970	527,458
	60	245,551	308,822	385,450	438,276	528,462
	61	246,856	309,926	386,052	439,079	529,567
	62	248,262	311,031	386,755	439,983	530,471
	63	249,668	312,136	387,659	440,988	531,375
	64	251,075	313,241	388,563	441,892	532,078
	65	252,380	314,345	389,266	442,795	532,982
	66	253,786	315,450	390,070	443,699	533,885
	67	255,192	316,555	390,873	444,503	534,789
	68	256,598	317,660	391,677	445,407	535,693

69	257,904	318,764	392,279	446,009	536,697
70	259,410	319,869	392,982	446,813	537,601
71	260,917	320,974	393,685	447,716	538,505
72	262,423	322,079	394,388	448,620	539,409
73	263,829	322,882	395,091	449,323	540,413
74	265,235	323,987	395,694		
75	266,641	325,091	396,397		
76	268,047	326,196	397,100		
77	269,152	327,301	397,803		
78	270,357	328,305	398,405		
79	271,663	329,309	399,008		
80	272,968	330,314	399,610		
81	274,374	331,419	400,213		
82	275,680	332,222	400,916		
83	276,985	332,925	401,519		
84	278,291	333,728	402,121		
85	279,496	334,331	402,623		
86	280,701	334,833	403,226		
87	282,007	335,335	403,929		
88	283,313	335,837	404,632		
89	284,317	336,139	405,034		
90	285,522	336,641			
91	286,727	337,143			
92	287,932	337,645			
93	289,037	337,946			
94	290,041	338,348			
95	291,046	338,850			
96	292,050	339,352			
97	292,653	339,955			
98	293,556	340,457			
99	294,460	340,959			
100	295,364	341,462			
101	296,268	341,964			
102	296,971	342,466			
103	297,674	342,968			
104	298,377	343,470			

	105	299,180	343,972			
	106	299,683	344,374			
	107	300,185	344,876			
	108	300,687	345,378			
	109	300,888	345,880			
	110	301,290	346,282			
	111	301,591	346,784			
	112	301,892	347,186			
	113	302,193	347,688			
	114	302,495	348,090			
	115	302,796	348,592			
	116	303,097	348,994			
	117	303,399	349,496			
	118	303,800	349,898			
	119	304,202	350,400			
	120	304,604	350,801			
	121	304,905	351,203			
再任用職員		216,627	262,323	288,133	331,519	391,476

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4(第3条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	241,132	327,100	394,288	470,614
	2	243,643	330,213	397,200	472,924
	3	246,153	333,327	400,113	475,234
	4	248,664	336,440	403,025	477,544
	5	250,974	339,252	405,737	479,854
	6	254,790	342,566	408,549	482,064
	7	258,607	345,880	411,361	484,273
	8	262,423	349,195	414,173	486,482
	9	266,039	352,208	416,784	488,591
	10	270,056	355,421	419,496	490,700
	11	274,073	358,635	422,207	492,810
	12	278,090	361,849	424,919	494,919
	13	281,907	364,962	427,430	497,028
	14	285,924	368,678	429,940	499,137
	15	289,941	372,294	432,351	501,246
	16	293,958	376,009	434,861	503,355
	17	297,774	379,625	437,071	505,464
	18	301,390	382,337	439,481	507,472
	19	305,005	385,149	441,892	509,481
	20	308,621	387,961	444,302	511,489
	21	312,337	390,873	446,411	513,297
	22	316,153	393,484	448,821	515,105
	23	319,869	396,095	451,231	517,013
	24	323,585	398,707	453,541	518,921
	25	327,200	401,117	455,751	520,629
	26	330,012	403,427	458,061	522,436
	27	332,825	405,737	460,371	524,244
	28	335,637	408,047	462,681	526,052
	29	338,449	410,457	464,890	527,960
	30	340,859	412,566	467,200	529,768
	31	343,269	414,575	469,510	531,575
	32	345,680	416,684	471,820	533,383

	33	348,090	418,793	473,828	534,990
	34	350,601	420,801	475,937	536,798
	35	353,011	422,810	478,046	538,505
	36	355,522	424,818	480,155	540,313
	37	357,932	426,927	482,264	541,920
	38	360,342	428,936	484,072	543,527
	39	362,753	430,945	485,880	544,933
	40	365,163	432,953	487,688	546,540
	41	367,473	434,962	489,395	548,046
	42	368,979	436,770	491,203	549,452
	43	370,486	438,577	493,010	550,858
	44	371,992	440,385	494,818	552,164
	45	373,499	442,293	496,425	553,369
	46	374,905	444,101	498,132	554,373
	47	376,411	445,909	499,940	555,377
	48	377,918	447,716	501,748	556,382
再任 用職 員以 外の 職員	49	379,223	449,524	503,355	557,386
	50	380,227	451,231	504,660	558,290
	51	381,232	453,039	505,966	559,194
	52	382,236	454,847	507,271	560,098
	53	383,240	456,755	508,577	560,901
	54	384,144	457,960	509,883	561,805
	55	385,048	459,165	511,188	562,709
	56	385,952	460,371	512,494	563,613
	57	386,956	461,576	513,498	564,517
	58	387,860	462,580	514,302	565,420
	59	388,664	463,584	515,105	566,324
	60	389,567	464,589	515,908	567,027
	61	390,371	465,392	516,812	567,931
	62	390,873	466,095	517,616	568,835
	63	391,375	466,798	518,520	569,739
	64	391,877	467,501	519,323	570,643
	65	392,179	468,204	520,227	571,547
	66		468,907	521,131	
	67		469,610	521,834	
	68		470,313	522,738	



69			470,815	523,642	
70			471,518	524,445	
71			472,221	525,349	
72			472,924	526,253	
73			473,326	527,056	
74			473,929	527,960	
75			474,632	528,864	
76			475,335	529,567	
77			475,736	530,370	
78			476,339	531,274	
79			476,942	532,178	
80			477,444	533,082	
81			478,046	533,885	
82			478,548	534,789	
83			479,051	535,693	
84			479,553	536,597	
85			479,954	537,400	
86			480,557	538,304	
87			480,959	539,208	
88			481,461	540,112	
89			481,963	540,915	
90			482,566		
91			483,168		
92			483,570		
93			484,072		
94			484,675		
95			485,277		
96			485,880		
97			486,382		
再任用職員		295,063	337,645	392,279	465,693

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,012	181,075	216,426	244,747	282,509	331,619	378,018
	2	144,418	182,682	218,033	246,354	284,719	333,728	380,730
	3	145,824	184,289	219,640	247,961	286,928	335,938	383,441
	4	147,230	185,895	221,247	249,568	289,137	338,147	386,153
	5	148,435	187,402	222,854	250,974	291,347	340,256	388,664
	6	150,243	189,009	224,561	252,581	293,556	342,466	391,375
	7	151,950	190,616	226,268	254,087	295,766	344,675	394,087
	8	153,657	192,122	227,976	255,694	297,975	346,885	396,798
	9	155,365	193,729	229,582	257,100	300,084	348,893	399,008
	10	157,072	195,436	231,390	258,607	302,294	351,103	401,318
	11	158,779	197,043	233,098	260,113	304,503	353,312	403,527
	12	160,587	198,750	234,805	261,620	306,713	355,522	405,837
	13	162,094	200,357	236,613	263,026	308,922	357,229	407,946
	14	164,002	201,964	238,219	264,934	311,031	359,238	409,955
	15	166,010	203,571	239,826	266,842	313,140	361,246	412,064
	16	167,918	205,178	241,433	268,650	315,249	363,255	414,273
	17	169,827	206,684	242,839	270,357	317,459	365,263	416,081
	18	171,735	208,392	244,446	272,265	319,568	367,372	418,090
	19	173,543	210,099	245,953	274,173	321,677	369,381	420,199
	20	175,451	211,806	247,559	276,082	323,786	371,490	422,308
	21	177,359	213,313	249,066	277,889	325,794	373,298	424,115
	22	178,865	214,920	250,572	279,797	327,803	375,407	425,722
	23	180,372	216,527	252,079	281,706	329,812	377,516	427,329
	24	181,878	218,133	253,585	283,614	331,820	379,625	428,936
	25	183,485	219,640	254,991	285,522	333,829	381,131	430,442
	26	184,992	221,247	256,699	287,430	335,837	382,939	431,748
	27	186,498	222,854	258,406	289,338	337,846	384,747	433,054
	28	187,904	224,461	260,113	291,247	339,855	386,555	434,359
	29	189,511	226,067	261,821	293,255	341,562	388,362	435,665
	30	190,817	227,775	263,628	295,163	343,370	389,869	436,870
	31	192,122	229,482	265,436	297,071	345,177	391,576	438,075
	32	193,428	231,189	267,244	298,980	346,985	393,283	439,180
	33	194,834	232,796	268,750	300,787	348,793	394,689	440,385

	34	196,240	234,403	270,558	302,595	350,701	395,995	441,590
	35	197,646	235,910	272,366	304,403	352,609	397,301	442,896
	36	199,052	237,516	274,173	306,211	354,517	398,606	444,101
	37	200,156	239,023	275,780	307,817	356,325	399,711	445,407
	38	201,462	240,630	277,488	309,525	358,032	400,916	446,210
	39	202,768	242,237	279,195	311,232	359,740	402,021	446,913
	40	204,073	243,844	280,902	312,939	361,447	403,226	447,716
	41	205,278	245,250	282,610	314,747	362,652	404,029	448,319
	42	206,484	246,756	284,317	316,454	363,857	404,833	449,022
	43	207,689	248,262	286,024	318,162	365,063	405,636	449,825
	44	208,894	249,769	287,731	319,869	366,268	406,440	450,629
	45	210,099	251,175	289,439	321,074	367,473	406,841	451,231
	46	211,204	252,782	291,146	322,581	368,276	407,544	452,035
	47	212,309	254,389	292,853	324,087	369,481	408,247	452,838
	48	213,413	255,996	294,561	325,694	370,586	408,950	453,441
	49	214,518	257,602	295,967	327,200	371,691	409,653	454,044
再任 用職 員以 外の 職員	50	215,522	259,008	297,574	328,506	372,695	410,356	454,847
	51	216,527	260,414	299,180	329,812	373,700	411,059	455,650
	52	217,531	261,821	300,787	331,117	374,704	411,662	456,454
	53	218,334	263,026	302,193	332,222	375,507	412,265	457,056
	54	219,339	264,432	303,700	333,226	376,411	412,867	
	55	220,242	265,838	305,206	334,331	377,315	413,470	
	56	221,247	267,244	306,713	335,436	378,219	414,072	
	57	222,050	268,348	308,018	335,938	378,821	414,575	
	58	222,954	269,654	309,324	336,842	379,625	415,278	
	59	223,858	270,960	310,629	337,645	380,428	415,880	
	60	224,762	272,265	312,036	338,549	381,232	416,583	
	61	225,666	273,370	313,341	339,352	381,634	416,884	
	62	226,670	274,575	314,647	339,654	382,337	417,387	
	63	227,674	275,881	315,952	340,357	383,040	418,090	
	64	228,779	277,186	317,258	341,060	383,743	418,793	
	65	229,482	278,291	318,664	341,662	384,245	419,094	
	66	230,386	279,396	319,467	342,365	384,847		
	67	231,290	280,500	320,271	343,068	385,550		
	68	232,194	281,605	321,074	343,771	386,153		
	69	232,897	282,710	321,677	344,474	386,655		

70	233,600	283,815	322,380	345,077	387,157
71	234,303	284,919	323,083	345,680	387,659
72	235,006	286,024	323,685	346,282	388,161
73	235,709	286,928	324,489	346,583	388,764
74	236,512	287,631	324,690	347,186	389,266
75	237,316	288,334	325,292	347,688	389,869
76	238,119	289,137	325,895	348,291	390,471
77	238,722	289,941	326,497	348,793	390,973
78	239,324	290,543	327,000	349,295	391,476
79	239,927	291,146	327,502	349,797	392,078
80	240,529	291,749	328,004	350,299	392,681
81	240,931	292,452	328,606	350,601	393,183
82	241,333	292,954	329,109	350,902	393,786
83	241,735	293,456	329,611	351,304	394,388
84	242,136	293,858	330,113	351,605	394,991
85	242,538	294,059	330,615	352,107	395,694
86		294,259	331,017	352,408	
87		294,460	331,218	352,710	
88		294,661	331,619	353,011	
89		295,063	332,021	353,413	
90		295,264	332,423	353,714	
91		295,465	332,825	354,116	
92		295,665	333,226	354,417	
93		296,067	333,628	354,819	
94		296,268	333,829	355,120	
95		296,469	334,231	355,522	
96		296,770	334,532	355,823	
97		297,172	334,733	356,124	
98		297,473	335,034	356,526	
99		297,774	335,335	356,928	
100		298,076	335,637	357,329	
101		298,377	335,837	357,832	
102		298,578	336,139	358,233	
103		298,879	336,540	358,635	
104		299,180	336,741	359,037	
105		299,482	336,842	359,539	

	106			337,143				
	107			337,545				
	108			337,746				
	109			337,946				
	110			338,348				
	111			338,750				
	112			339,152				
	113			339,352				
再任用職員		187,603	214,418	246,756	260,414	286,727	328,406	371,591

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,269	183,686	232,395	257,703	288,434	334,934	381,031
	2	157,675	185,795	234,202	258,908	290,443	337,143	383,743
	3	159,181	187,904	236,010	260,214	292,452	339,352	386,454
	4	160,587	190,013	237,818	261,519	294,460	341,562	389,166
	5	161,993	192,122	239,425	262,624	296,268	343,771	391,375
	6	163,500	194,432	240,931	264,030	298,176	345,981	393,786
	7	165,006	196,742	242,438	265,235	300,084	348,190	396,196
	8	166,512	199,052	243,844	266,641	301,993	350,400	398,506
	9	167,818	201,462	245,149	268,047	304,001	352,107	400,615
	10	169,525	202,868	246,555	269,252	305,909	354,116	402,724
	11	171,132	204,274	247,861	270,859	307,817	356,124	404,933
	12	172,739	205,680	249,267	272,466	309,726	358,133	407,344
	13	174,246	207,086	250,572	273,973	311,433	360,342	409,352
	14	176,254	208,593	251,878	275,579	313,241	362,451	411,461
	15	178,263	210,099	253,184	277,186	315,048	364,560	413,671
	16	180,271	211,405	254,489	278,793	316,856	366,669	415,880
	17	182,481	212,811	255,493	280,400	318,764	368,678	417,989
	18	184,590	214,317	256,899	281,907	320,472	370,787	420,199
	19	186,699	215,824	258,205	283,413	322,179	372,896	422,408
	20	188,808	217,330	259,511	284,919	323,886	375,005	424,618
	21	190,917	218,736	260,615	286,526	325,493	376,813	426,526
	22	193,126	220,443	262,021	288,133	327,100	378,922	428,434
	23	195,336	222,151	263,427	289,740	328,707	381,031	430,342
	24	197,545	223,858	264,833	291,247	330,314	383,140	432,250
	25	199,654	225,264	266,239	292,653	332,021	385,149	433,958
	26	200,960	226,971	267,846	294,460	333,528	386,856	435,564
	27	202,266	228,679	269,353	296,268	335,034	388,764	437,272
	28	203,571	230,386	270,960	298,076	336,641	390,672	438,879
	29	204,776	232,194	272,567	299,683	338,047	392,580	440,184
	30	205,981	233,700	274,173	301,390	339,553	394,388	441,590
	31	207,287	235,207	275,780	303,097	341,060	396,296	443,197
	32	208,492	236,613	277,387	304,805	342,566	398,204	444,704
	33	209,798	238,019	278,994	306,311	344,274	399,912	446,411

34	211,103	239,425	280,500	307,918	345,880	401,619	448,018
35	212,409	240,831	282,007	309,525	347,487	403,427	449,524
36	213,715	242,237	283,413	311,132	349,094	405,235	451,131
37	215,121	243,542	285,020	312,638	350,801	406,841	452,537
38	216,527	244,848	286,426	314,245	352,408	408,649	453,943
39	217,933	246,153	287,932	315,852	354,015	410,457	455,450
40	219,339	247,459	289,439	317,459	355,622	412,265	456,956
41	220,443	248,463	291,046	319,066	356,827	413,771	458,262
42	221,849	249,769	292,653	320,572	358,334	415,478	459,165
43	223,255	250,974	294,259	321,978	359,840	417,186	460,069
44	224,661	252,280	295,866	323,485	361,347	418,793	460,772
45	226,067	253,384	297,272	324,690	362,954	420,199	461,777
46	227,574	254,790	298,779	326,096	364,058	421,806	462,681
47	229,080	256,196	300,285	327,502	365,565	423,312	463,584
48	230,486	257,602	301,792	329,008	366,870	424,818	464,488
49	231,692	258,808	303,097	330,314	368,276	426,425	465,493
50	233,098	260,314	304,503	331,720	369,682	427,932	466,196
51	234,504	261,720	305,909	333,025	371,088	429,438	466,999
52	235,910	263,126	307,315	334,431	372,494	430,945	467,802
53	237,215	264,633	308,822	335,837	374,001	432,351	468,706
54	238,521	266,239	310,228	337,243	375,206	433,857	469,510
55	239,826	267,846	311,634	338,649	376,411	435,263	470,313
56	241,132	269,353	313,040	340,055	377,616	436,669	471,117
57	242,337	270,960	314,145	340,959	378,721	437,774	472,021
58	243,643	272,567	315,450	342,265	379,725	438,678	
59	244,848	274,173	316,756	343,470	380,730	439,582	
60	246,153	275,780	318,162	344,776	381,734	440,285	
61	247,258	277,287	319,367	345,981	382,337	441,188	
62	248,564	278,793	320,672	346,885	383,140	442,092	
63	249,869	280,300	321,978	348,190	383,943	442,996	
64	251,175	281,806	323,284	349,496	384,747	443,900	
65	252,179	283,413	324,589	350,601	385,550	444,804	
66	253,485	284,919	325,895	351,806	386,253	445,607	
67	254,891	286,426	327,200	353,011	387,057	446,411	
68	256,297	287,932	328,506	354,116	387,760	447,214	
69	257,402	289,238	329,309	355,120	388,463	448,018	

再任 用職 員以 外の 職員	70	258,707	290,744	330,414	356,225	389,065
	71	260,013	292,251	331,519	357,329	389,768
	72	261,318	293,757	332,423	358,434	390,371
	73	262,724	294,962	333,728	359,338	391,074
	74	264,030	296,368	334,431	360,443	391,576
	75	265,336	297,774	335,637	361,548	392,179
	76	266,641	299,180	336,842	362,652	392,681
	77	267,645	300,687	337,946	363,355	393,083
	78	268,851	301,993	339,152	364,159	393,685
	79	270,156	303,298	340,357	364,962	394,288
	80	271,462	304,604	341,562	365,766	394,689
	81	272,567	305,407	342,667	366,368	395,192
	82	273,671	306,612	343,771	366,870	395,794
	83	274,776	307,817	344,876	367,473	396,397
	84	275,881	309,123	345,981	367,975	396,999
	85	276,785	310,228	346,885	368,578	397,501
	86	277,789	311,433	347,889	369,080	398,104
	87	278,894	312,638	348,793	369,682	398,707
	88	279,998	313,843	349,797	370,184	399,309
	89	281,003	315,149	350,902	370,586	399,711
90	282,007	316,354	351,705	371,088	400,213	
91	283,011	317,559	352,509	371,691	400,816	
92	284,016	318,764	353,312	372,193	401,418	
93	285,020	319,668	354,015	372,494	401,920	
94	286,024	320,371	354,618	372,997		
95	287,028	321,074	355,321	373,499		
96	288,033	321,677	355,923	373,800		
97	288,937	322,380	356,325	374,403		
98	289,740	322,681	356,727	374,905		
99	290,543	323,384	357,229	375,407		
100	291,447	324,087	357,631	375,909		
101	292,251	324,489	358,133	376,512		
102	293,054	325,091	358,535	377,014		
103	293,858	325,694	359,037	377,516		
104	294,661	326,297	359,438	377,918		
105	295,364	326,698	359,740	378,520		



106	295,866	327,200	360,242	379,022
107	296,368	327,703	360,744	379,524
108	296,871	328,205	361,045	380,027
109	297,071	328,606	361,548	380,629
110	297,473	329,008	362,050	381,131
111	297,674	329,309	362,552	381,634
112	298,076	329,711	363,054	382,136
113	298,377	330,113	363,556	382,738
114	298,578	330,515	364,058	
115	298,980	330,916	364,560	
116	299,281	331,218	364,962	
117	299,582	331,419	365,364	
118	299,883	331,720	365,866	
119	300,185	332,122	366,368	
120	300,586	332,322	366,870	
121	300,888	332,523	367,272	
122	301,290	332,825	367,774	
123	301,691	333,126	368,276	
124	302,093	333,427	368,778	
125	302,294	333,628	369,180	
126	302,495	333,929		
127	302,896	334,331		
128	303,298	334,532		
129	303,499	334,632		
130	303,800	335,034		
131	304,202	335,436		
132	304,604	335,637		
133	304,805	335,938		
134	305,106	336,340		
135	305,508	336,741		
136	305,809	337,143		
137	306,010	337,444		
138	306,311	337,846		
139	306,713	338,248		
140	307,014	338,649		
141	307,215	338,951		

142	307,617	339,352					
143	308,018	339,754					
144	308,320	340,156					
145	308,420	340,457					
146	308,721	340,859					
147	309,023	341,261					
148	309,424	341,662					
149	309,625	341,964					
150	309,826	342,365					
151	310,127	342,767					
152	310,429	343,169					
153	310,830	343,470					
154	311,031						
155	311,232						
156	311,533						
157	311,935						
158	312,236						
159	312,538						
160	312,839						
161	313,241						
162	313,542						
163	313,843						
164	314,145						
165	314,546						
166	314,848						
167	315,149						
168	315,450						
169	315,852						
再任用職員	234,202	258,908	266,239	276,684	293,858	331,820	377,315

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域手当)</p> <p><b>第9条の2</b> 省略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の6</u></p> <p>(7) 7級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>第9条の3</b> 医療職給料表(→)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た月額地域手当を支給する。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p><b>第10条の2</b> 省略</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(地域手当)</p> <p><b>第9条の2</b> 省略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の18</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の15</u></p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の10</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の6</u></p> <p>(6) 6級地 <u>100分の3</u></p> <p>3 省略</p> <p><b>第9条の3</b> 医療職給料表(→)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た月額地域手当を支給する。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p><b>第10条の2</b> 省略</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員_____が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等_____に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の勤務のうち、勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定めるものにあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p>

第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（特定の職員についての適用除外）

第19条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員\_\_\_\_\_及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

15 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(7) 省略

省略
----

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.75（特定幹部職員にあつては、100分の0.95）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第19条の4 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第6号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（特定の職員についての適用除外）

第19条の5 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

附 則

15 当分の間\_\_\_\_\_、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(7) 省略

省略
----

18 附則第15項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.825（特定幹部職員にあつては、100分の1.025）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100

	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
再任	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
用職	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
員以	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
外の	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
職員	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			

70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			

	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						
	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。



別表第2 (第3条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700

	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
再任 用職 員以 外の 職員	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		

70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
94	298,100	321,800	348,200	381,800			
95	299,300	323,200	349,700	382,400			
96	300,600	324,500	351,200	382,900			
97	301,700	325,700	352,500	383,300			
98	302,900	327,000	353,700	383,700			
99	304,100	328,300	354,800	384,300			
100	305,300	329,600	356,000	384,800			
101	306,500	331,000	357,100	385,200			
102	307,500	331,900	358,200	385,700			
103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800			
105	310,400	335,400	361,700	387,100			
106	311,000	336,500	362,200	387,500			

107	311,600	337,500	362,800	388,000						
108	312,300	338,600	363,400	388,300						
109	312,800	339,800	364,000	388,600						
110	313,300	340,800	364,500	389,100						
111	313,900	341,800	365,000	389,600						
112	314,500	342,700	365,500	390,100						
113	315,300	343,600	365,900	390,400						
114	316,000	344,500	366,300	390,900						
115	316,700	345,500	366,900	391,400						
116	317,400	346,500	367,400	391,900						
117	318,000	347,500	367,800	392,200						
118	318,800	348,000	368,300	392,700						
119	319,500	348,600	368,900	393,200						
120	320,300	349,200	369,400	393,700						
121	320,900	349,500	369,500	394,100						
122	321,200	349,900	370,100	394,600						
123	321,700	350,400	370,600	395,000						
124	322,200	350,800	371,000	395,500						
125	322,500	351,200	371,500	395,900						
126		351,600	372,000							
127		352,100	372,500							
128		352,500	373,000							
129		352,900	373,300							
130			373,800							
131			374,300							
132			374,800							
133			375,100							
134			375,600							
135			376,000							
136			376,400							
137			376,700							
138			377,200							
139			377,700							
140			378,200							
141			378,500							
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300

	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
再任 用職 員以 外の 職員	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100

69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
74	258,900	316,200	386,300		
75	260,300	317,300	386,900		
76	261,600	318,400	387,600		
77	262,700	319,500	388,300		
78	263,900	320,500	388,900		
79	265,200	321,500	389,500		
80	266,400	322,400	390,100		
81	267,800	323,500	390,700		
82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600			
91	279,900	329,100			
92	281,100	329,600			
93	282,100	329,900			
94	283,100	330,300			
95	284,100	330,800			
96	285,100	331,300			
97	285,700	331,800			
98	286,600	332,300			
99	287,400	332,800			
100	288,300	333,300			
101	289,200	333,800			
102	289,900	334,300			
103	290,600	334,800			
104	291,300	335,300			

	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100

	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
再任 用職 員以 外の 職員	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	

69			468,800	521,400	
70			469,500	522,200	
71			470,200	523,100	
72			470,900	524,000	
73			471,300	524,800	
74			471,900	525,700	
75			472,600	526,600	
76			473,300	527,300	
77			473,700	528,100	
78			474,300	529,000	
79			474,900	529,900	
80			475,400	530,800	
81			476,000	531,600	
82			476,500	532,500	
83			477,000	533,400	
84			477,500	534,300	
85			477,900	535,100	
86			478,500	536,000	
87			478,900	536,900	
88			479,400	537,800	
89			479,900	538,600	
90			480,500		
91			481,100		
92			481,500		
93			482,000		
94			482,600		
95			483,200		
96			483,800		
97			484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900

	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
再任 用職 員以 外の 職員	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			

70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	
102		291,400	328,100	349,700	
103		291,600	328,500	350,100	
104		291,900	328,700	350,500	
105		292,200	328,800	351,000	

	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800



34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	

	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
再任 用職 員以 外の 職員	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800		
97	282,000	314,700	347,800	365,400		
98	282,800	315,000	348,200	365,900		
99	283,500	315,600	348,700	366,400		
100	284,400	316,300	349,100	366,900		
101	285,200	316,700	349,600	367,500		
102	286,000	317,300	350,000	368,000		
103	286,800	317,900	350,500	368,500		
104	287,600	318,500	350,900	368,900		
105	288,300	318,900	351,200	369,500		

106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		

142	300,200	331,300						
143	300,600	331,600						
144	300,900	332,000						
145	301,000	332,300						
146	301,300	332,700						
147	301,600	333,100						
148	302,000	333,500						
149	302,200	333,800						
150	302,400	334,200						
151	302,700	334,600						
152	303,000	335,000						
153	303,400	335,300						
154	303,600							
155	303,800							
156	304,100							
157	304,400							
158	304,700							
159	305,000							
160	305,300							
161	305,700							
162	306,000							
163	306,300							
164	306,600							
165	307,000							
166	307,300							
167	307,600							
168	307,900							
169	308,300							
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.825</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>( 勤 勉 手 当 )</p> <p><b>第19条の4 省略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の0.675</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,548	167,416	257,201	288,937	414,474
	2	153,055	169,525	260,013	292,050	415,981
	3	154,561	171,634	262,825	295,163	417,487
	4	156,068	173,844	265,637	298,277	418,993
	5	157,775	175,852	268,248	300,988	420,399
	6	159,683	178,062	270,960	303,901	421,906
	7	161,491	180,271	273,571	307,014	423,513
	8	163,299	182,481	276,182	310,127	425,120
	9	165,106	184,791	278,793	313,140	426,526
	10	167,215	187,603	281,505	316,053	427,932
	11	169,224	190,314	284,216	318,965	429,338
	12	171,233	193,026	286,928	321,878	430,744
	13	173,241	195,938	289,539	324,589	432,049
	14	175,451	197,646	292,150	326,899	433,455
	15	177,660	199,253	294,862	329,109	434,861
	16	179,870	200,960	297,574	331,419	436,267
	17	182,180	202,768	300,285	333,728	437,473
	18	184,791	204,475	302,997	336,038	438,778
	19	187,301	206,182	305,708	338,348	439,983
	20	189,812	207,789	308,420	340,658	441,289
	21	192,323	209,597	311,132	342,968	442,394
	22	194,030	211,505	313,843	345,278	443,699
	23	195,738	213,413	316,454	347,588	445,005
	24	197,445	215,321	319,166	349,898	446,310
	25	198,951	217,029	321,878	352,107	447,616
	26	200,558	219,037	324,288	354,015	448,922
	27	202,165	221,046	326,698	355,923	450,127
	28	203,672	223,055	329,109	357,832	451,432
	29	205,379	224,963	331,519	359,740	452,738
	30	207,086	227,674	333,528	361,648	453,843
	31	208,793	230,386	335,737	363,355	455,048
	32	210,501	233,098	337,946	365,263	456,253

33	212,007	235,910	340,156	367,071	457,458
34	213,715	238,822	342,265	368,778	458,362
35	215,422	241,735	344,374	370,586	459,266
36	217,129	244,547	346,483	372,394	459,969
37	218,636	247,258	348,592	374,302	460,873
38	220,343	250,070	350,601	375,909	
39	222,050	252,882	352,609	377,516	
40	223,758	255,694	354,618	379,123	
41	225,565	258,506	356,526	380,428	
42	227,373	261,118	358,334	381,935	
43	229,181	263,729	360,141	383,441	
44	230,888	266,340	361,949	384,948	
45	232,796	268,750	363,757	386,555	
46	234,504	271,361	365,464	388,161	
47	236,211	273,872	367,172	389,768	
48	237,918	276,383	368,778	391,375	
49	239,625	278,894	370,184	392,781	
50	241,333	281,404	371,791	394,288	
51	243,040	284,016	373,499	395,794	
52	244,647	286,627	375,206	397,301	
53	245,953	289,137	376,813	398,506	
54	247,660	291,749	378,319	399,811	
55	249,267	294,259	379,826	400,916	
56	250,974	296,770	381,332	402,121	
57	252,380	299,080	382,839	403,628	
58	253,887	301,691	384,245	404,833	
59	255,393	304,302	385,651	406,138	
60	256,899	307,014	387,057	407,444	
61	258,406	309,525	387,961	408,750	
62	259,912	312,036	389,166	409,754	
63	261,419	314,546	390,371	411,160	
64	262,825	317,057	391,576	412,566	
65	264,130	319,467	392,681	413,771	
66	265,737	321,677	393,886	414,876	
67	267,344	323,886	394,890	416,081	
68	268,851	326,096	395,995	417,286	

	69	270,558	328,406	397,200	418,290
	70	272,064	330,615	398,204	419,496
	71	273,571	332,825	399,309	420,701
	72	275,077	334,934	400,514	421,906
	73	276,282	337,143	401,619	422,709
	74	277,588	339,352	402,724	423,513
	75	278,894	341,562	403,829	424,316
	76	280,199	343,771	404,933	425,120
	77	281,605	345,680	405,837	425,722
	78	282,810	347,588	406,841	426,526
	79	284,016	349,496	407,846	427,229
	80	285,221	351,404	408,850	427,932
	81	286,526	353,212	409,653	428,735
	82	287,631	355,020	410,457	429,338
	83	288,836	356,827	411,260	429,840
	84	290,041	358,635	412,064	430,543
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	85	291,046	360,041	412,767	431,246
	86	292,050	361,748	413,570	431,748
	87	293,054	363,456	414,273	432,351
	88	294,059	365,063	414,976	433,054
	89	295,163	366,569	415,679	433,757
	90	296,067	367,875	416,382	434,359
	91	296,971	369,281	416,884	435,062
	92	297,875	370,687	417,587	435,564
	93	298,377	372,193	418,090	436,067
	94	299,180	373,499	418,592	
	95	299,984	374,804	419,295	
	96	300,787	376,110	419,998	
	97	301,591	377,114	420,500	
	98	302,394	378,118	421,002	
	99	303,198	379,123	421,605	
	100	304,001	380,127	421,906	
	101	304,905	381,232	422,408	
	102	305,407	382,236	423,011	
	103	305,909	383,240	423,613	
104	306,411	384,245	424,115		



105	306 612	385 048	424 517
106	307 014	385 952	425 ,120
107	307 315	386 856	425 722
108	307 617	387 860	426 224
109	307 817	388 764	426 727
110	308 018	389 768	
111	308 320	390 773	
112	308 621	391 777	
113	308 822	392 380	
114	309 023	393 283	
115	309 223	394 187	
116	309 525	395 091	
117	309 826	395 895	
118	310 ,127	396 698	
119	310 429	397 501	
120	310 730	398 305	
121	310 830	398 907	
122	311 031	399 711	
123	311 333	400 414	
124	311 634	401 ,117	
125	311 835	401 820	
126		402 523	
127		403 025	
128		403 628	
129		404 331	
130		404 933	
131		405 636	
132		406 239	
133		406 540	
134		407 ,143	
135		407 745	
136		408 ,147	
137		408 549	
138		409 ,151	
139		409 754	
140		410 356	

	141		410,758			
	142		411,361			
	143		411,963			
	144		412,566			
	145		412,968			
	146		413,570			
	147		414,173			
	148		414,775			
	149		415,177			
再任用教育職員		226,168	275,379	303,097	330,012	412,767

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,532円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2 (第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	151,548	195,938	333,728	424,919
	2	153,055	197,646	336,038	426,727
	3	154,561	199,253	338,348	428,534
	4	156,068	200,960	340,658	430,342
	5	157,775	202,768	342,968	431,949
	6	159,683	204,475	345,278	433,556
	7	161,491	206,182	347,588	435,464
	8	163,299	207,789	349,898	437,372
	9	165,106	209,597	352,107	439,180
	10	167,215	211,505	354,317	440,988
	11	169,224	213,413	356,526	442,896
	12	171,233	215,321	358,735	444,804
	13	173,241	217,029	360,945	446,511
	14	175,451	219,037	362,954	448,419
	15	177,660	221,046	364,962	450,328
	16	179,870	223,055	367,071	452,236
	17	182,180	224,963	368,979	453,943
	18	184,791	227,674	370,988	455,751
	19	187,301	230,386	372,997	457,559
	20	189,812	233,098	375,005	459,366
	21	192,323	235,910	377,014	460,973
	22	194,030	238,822	379,022	462,781
	23	195,738	241,735	381,031	464,689
	24	197,445	244,547	382,939	466,396
	25	198,951	247,258	384,446	468,104
	26	200,659	250,070	386,354	469,811
	27	202,366	252,882	388,262	471,418
	28	203,973	255,694	390,170	473,125
	29	205,479	258,506	392,078	474,933
	30	207,187	261,118	394,087	476,540
	31	208,894	263,729	396,095	478,147
	32	210,601	266,340	398,104	479,854

33	212 208	268 750	399 912	481 561
34	214 016	271 361	401 619	482 566
35	215 824	273 872	403 326	483 570
36	217 631	276 383	405 134	484 373
37	219 238	278 894	406 339	485 478
38	221 046	281 404	407 846	
39	222 854	284 016	409 252	
40	224 661	286 627	410 758	
41	226 570	289 137	412 466	
42	228 377	291 749	413 872	
43	230 185	294 259	415 278	
44	231 892	296 770	416 884	
45	233 700	299 080	418 491	
46	235 407	301 691	419 797	
47	237 115	304 302	421 404	
48	238 822	307 014	423 011	
49	240 429	309 525	424 718	
50	242 136	312 036	426 124	
51	243 844	314 546	427 731	
52	245 551	317 057	429 338	
53	246 957	319 467	431 045	
54	248 564	321 677	432 552	
55	250 171	323 886	434 158	
56	251 878	326 096	435 765	
57	253 384	328 406	437 272	
58	254 891	330 615	438 778	
59	256 498	332 825	440 184	
60	258 105	334 934	441 691	
61	259 611	337 143	443 298	
62	261 218	339 352	444 804	
63	262 825	341 562	446 310	
64	264 331	343 771	447 817	
65	265 838	345 780	449 524	
66	267 545	347 989	451 031	
67	269 152	350 199	452 537	
68	270 859	352 408	454 144	

	69	272,366	354,417	455,751	
	70	273,872	356,526	457,257	
	71	275,379	358,635	458,864	
	72	276,885	360,744	460,471	
	73	278,090	362,552	461,978	
	74	279,496	364,460	462,982	
	75	280,902	366,469	463,986	
	76	282,308	368,377	464,790	
	77	283,714	370,385	465,593	
	78	284,919	372,093		
	79	286,125	373,800		
	80	287,330	375,507		
	81	288,635	377,014		
	82	289,840	378,520		
	83	291,046	380,027		
	84	292,251	381,533		
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	85	293,456	382,638		
	86	294,661	384,044		
	87	295,866	385,450		
	88	297,071	386,856		
	89	298,277	388,161		
	90	299,482	389,467		
	91	300,687	390,773		
	92	301,892	392,078		
	93	302,696	393,384		
	94	303,800	394,589		
	95	305,005	395,895		
	96	306,211	397,200		
	97	307,215	398,606		
	98	308,320	399,610		
	99	309,424	400,715		
	100	310,529	401,820		
	101	311,433	402,724		
	102	312,538	403,728		
	103	313,642	404,833		
	104	314,747	405,938		

105	315 350	406 641
106	316 254	407 645
107	317 057	408 649
108	317 860	409 653
109	318 764	410 457
110	319 166	411 361
111	319 668	412 265
112	320 170	413 068
113	320 773	413 671
114	321 175	414 374
115	321 677	415 077
116	322 179	415 780
117	322 782	416 483
118	323 284	417 286
119	323 786	417 889
120	324 288	418 692
121	324 790	419 295
122	325 192	419 696
123	325 694	420 199
124	326 196	420 500
125	326 799	420 902
126	327 100	421 404
127	327 401	421 906
128	327 703	422 408
129	328 004	422 810
130	328 305	423 312
131	328 606	423 814
132	328 908	424 316
133	329 109	424 718
134	329 309	425 220
135	329 510	425 722
136	329 812	426 224
137	330 113	426 626
138	330 314	
139	330 615	
140	330 916	

	141	331,117			
	142	331,318			
	143	331,619			
	144	331,820			
	145	332,122			
	146	332,322			
	147	332,624			
	148	332,925			
	149	333,126			
	150	333,327			
	151	333,628			
	152	333,929			
	153	334,130			
再任用教育職員		235,006	278,693	336,842	423,011

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,733円をそれぞれ加算した額とする。

**第4条** 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員(以下「管理職手当受給教育職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第2項の規定に基づく週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給教育職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>13 平成30年3月31日までの間、教育職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員_____が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定並びに教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第7条第2項の規定に基づく週休日又は休日等_____に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p><u>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</u> <u>ただし、同項の勤務のうち、勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定めるものにあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第5号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>13 当分の間_____、教育職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教育職員(再任用教育職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職</p>



員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、特定教育職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(6) 省略

省略

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.75を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となつた場合にあつては、特定教育職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(6) 省略

省略

16 附則第13項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教育職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.825を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第4条関係)

## 中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000

33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
38	219,400	247,900	342,200	366,900	
39	221,100	250,400	344,200	368,500	
40	222,800	252,900	346,100	370,100	
41	224,400	255,600	348,000	371,400	
42	226,100	258,000	349,800	372,800	
43	227,700	260,300	351,600	374,300	
44	229,300	262,600	353,300	375,800	
45	231,000	264,900	355,100	377,300	
46	232,500	267,200	356,800	378,900	
47	234,000	269,400	358,400	380,500	
48	235,400	271,600	360,000	382,000	
49	237,000	274,000	361,400	383,400	
50	238,400	276,000	362,900	384,900	
51	240,000	278,100	364,600	386,400	
52	241,200	280,200	366,200	387,800	
53	242,500	282,200	367,700	389,000	
54	244,000	284,800	369,200	390,300	
55	245,300	287,200	370,700	391,400	
56	246,600	289,700	372,200	392,500	
57	248,000	291,900	373,700	394,000	
58	249,200	294,500	375,100	395,200	
59	250,400	297,000	376,500	396,400	
60	251,700	299,700	377,800	397,700	
61	253,100	302,100	378,700	398,900	
62	254,500	304,500	379,900	399,900	
63	255,800	307,000	381,100	401,300	
64	256,800	309,400	382,200	402,600	
65	257,800	311,800	383,200	403,800	
66	259,300	314,000	384,400	404,900	
67	260,900	316,100	385,400	406,100	
68	262,400	318,300	386,500	407,200	

	69	264,000	320,600	387,700	408,200
	70	265,500	322,700	388,700	409,400
	71	267,000	324,900	389,800	410,600
	72	268,500	326,900	391,000	411,800
	73	269,700	329,100	392,000	412,400
	74	270,900	331,200	393,100	413,200
	75	272,200	333,400	394,200	413,900
	76	273,500	335,600	395,300	414,400
	77	274,900	337,400	396,200	414,700
	78	276,000	339,300	397,100	415,100
	79	277,200	341,200	398,100	415,500
	80	278,400	343,000	399,100	415,900
	81	279,700	344,800	399,900	416,200
	82	280,700	346,600	400,700	416,600
	83	281,900	348,300	401,400	417,000
	84	283,100	350,100	402,200	417,300
再任	85	284,100	351,500	402,900	417,600
用教	86	285,000	353,100	403,700	418,000
育職	87	286,000	354,800	404,400	418,400
員以	88	287,000	356,300	405,100	418,700
外の	89	288,100	357,700	405,700	419,000
教育	90	289,000	359,000	406,400	419,300
職員	91	289,900	360,400	406,900	419,600
	92	290,800	361,800	407,600	419,800
	93	291,300	363,300	408,000	420,000
	94	292,000	364,600	408,400	
	95	292,800	365,900	408,700	
	96	293,600	367,100	409,000	
	97	294,400	368,100	409,300	
	98	295,200	369,100	409,600	
	99	296,000	370,100	409,900	
	100	296,700	371,100	410,100	
	101	297,600	372,000	410,300	
	102	298,100	373,000	410,600	
	103	298,600	374,000	410,900	
	104	299,100	375,000	411,100	

105	299,300	375,800	411,300
106	299,700	376,700	411,600
107	300,000	377,600	411,900
108	300,200	378,600	412,100
109	300,400	379,400	412,300
110	300,600	380,400	412,600
111	300,900	381,400	412,900
112	301,200	382,400	413,100
113	301,400	383,000	413,300
114	301,600	383,900	413,600
115	301,800	384,800	413,900
116	302,100	385,700	414,100
117	302,400	386,500	414,300
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	
131		395,800	
132		396,300	
133		396,600	
134		396,900	
135		397,200	
136		397,500	
137		397,800	
138		398,100	
139		398,400	
140		398,700	

	141		399,000			
	142		399,300			
	143		399,600			
	144		399,900			
	145		400,100			
	146		400,400			
	147		400,700			
	148		400,900			
	149		401,100			
	150		401,400			
	151		401,700			
	152		401,900			
	153		402,100			
	154		402,400			
	155		402,700			
	156		402,900			
	157		403,100			
再任用教育職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2 (第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	388,500	467,100

33	211,300	264,900	390,200	468,300
34	213,100	267,200	391,900	469,000
35	214,900	269,400	393,500	469,700
36	216,700	271,600	395,300	470,400
37	218,300	274,000	396,500	471,000
38	220,100	276,000	398,000	
39	221,900	278,100	399,400	
40	223,700	280,200	400,800	
41	225,400	282,200	402,500	
42	227,100	284,800	403,900	
43	228,700	287,200	405,200	
44	230,300	289,700	406,700	
45	232,000	291,900	408,300	
46	233,400	294,500	409,600	
47	234,800	297,000	411,100	
48	236,200	299,700	412,700	
49	237,700	302,100	414,400	
50	239,200	304,500	415,800	
51	240,600	307,000	417,400	
52	242,100	309,400	418,900	
53	243,400	311,800	420,600	
54	244,700	314,000	422,100	
55	246,100	316,100	423,700	
56	247,500	318,300	425,300	
57	248,900	320,600	426,800	
58	250,000	322,700	428,300	
59	251,300	324,900	429,500	
60	252,600	326,900	430,700	
61	253,900	329,100	431,900	
62	255,400	331,200	433,200	
63	256,800	333,400	434,500	
64	258,100	335,600	435,700	
65	259,500	337,500	436,900	
66	261,100	339,700	438,100	
67	262,700	341,800	439,300	
68	264,400	344,000	440,500	



	69	265,900	346,000	441,700	
	70	267,300	348,000	442,900	
	71	268,800	350,100	444,100	
	72	270,300	352,100	445,300	
	73	271,400	353,900	446,400	
	74	272,800	355,800	447,000	
	75	274,200	357,700	447,500	
	76	275,500	359,600	448,000	
	77	276,900	361,500	448,500	
	78	278,100	363,200		
	79	279,300	364,900		
	80	280,500	366,500		
	81	281,700	368,000		
	82	282,900	369,500		
	83	284,100	371,000		
	84	285,300	372,400		
再任 用教 育職 員以 外の 教育 職員	85	286,500	373,500		
	86	287,600	374,900		
	87	288,800	376,300		
	88	290,000	377,600		
	89	291,200	378,900		
	90	292,300	380,200		
	91	293,500	381,400		
	92	294,700	382,700		
	93	295,500	384,000		
	94	296,500	385,100		
	95	297,700	386,400		
	96	298,900	387,600		
	97	299,900	389,000		
	98	301,000	390,000		
	99	302,000	391,100		
	100	303,100	392,100		
	101	304,000	393,000		
	102	305,100	394,000		
	103	306,200	395,100		
	104	307,200	396,200		

105	307,800	396,900
106	308,700	397,800
107	309,500	398,700
108	310,300	399,600
109	311,200	400,400
110	311,600	401,300
111	312,000	402,100
112	312,500	402,900
113	313,100	403,500
114	313,500	404,200
115	314,000	404,900
116	314,500	405,600
117	315,100	406,200
118	315,600	406,700
119	316,000	407,100
120	316,500	407,500
121	317,000	407,900
122	317,400	408,200
123	317,900	408,500
124	318,400	408,700
125	319,000	408,900
126	319,300	409,200
127	319,600	409,500
128	319,900	409,700
129	320,100	409,900
130	320,400	410,200
131	320,700	410,500
132	321,000	410,700
133	321,200	410,900
134	321,400	411,200
135	321,600	411,500
136	321,900	411,700
137	322,200	411,900
138	322,400	412,200
139	322,700	412,500
140	323,000	412,700

	141	323,200	412,900		
	142	323,400	413,200		
	143	323,700	413,500		
	144	323,900	413,700		
	145	324,200	413,900		
	146	324,400			
	147	324,700			
	148	325,000			
	149	325,200			
	150	325,400			
	151	325,700			
	152	326,000			
	153	326,200			
再任用教育職員		231,700	272,000	328,800	412,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第5条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第14条の2</b> 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 _____ 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p><u>2 第4条、第4条の3、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</u></p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第14条の2</b> 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

**第6条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

**第7条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>(非常勤の職員の給与)</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,200円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>(非常勤の職員の給与)</p> <p><b>第10条</b> 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,200円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第8条** 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p><b>第3条</b> 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(給与)</p> <p><b>第3条</b> 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

**第9条** 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p><b>第3条</b> 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(給与)</p> <p><b>第3条</b> 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第10条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第13条の2</b> 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第21条</b> 第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。<u>次項において同じ。</u>)、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 _____</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第13条の2</b> 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員 _____ が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等 _____ に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p><b>第21条</b> 第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。 _____ )、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条</p>

及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第11条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>401,720</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>462,982</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>526,253</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>608,605</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>708,031</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>808,461</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>333,427</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>370,586</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>399,711</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>401,720</u>	2	<u>462,982</u>	3	<u>526,253</u>	4	<u>608,605</u>	5	<u>708,031</u>	6	<u>808,461</u>	号給	給料月額		円	1	<u>333,427</u>	2	<u>370,586</u>	3	<u>399,711</u>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>399,711</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>460,973</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>524,244</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>607,601</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>707,027</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>807,457</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b>（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>331,419</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>368,578</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>397,702</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>399,711</u>	2	<u>460,973</u>	3	<u>524,244</u>	4	<u>607,601</u>	5	<u>707,027</u>	6	<u>807,457</u>	号給	給料月額		円	1	<u>331,419</u>	2	<u>368,578</u>	3	<u>397,702</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>401,720</u>																																																				
2	<u>462,982</u>																																																				
3	<u>526,253</u>																																																				
4	<u>608,605</u>																																																				
5	<u>708,031</u>																																																				
6	<u>808,461</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>333,427</u>																																																				
2	<u>370,586</u>																																																				
3	<u>399,711</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>399,711</u>																																																				
2	<u>460,973</u>																																																				
3	<u>524,244</u>																																																				
4	<u>607,601</u>																																																				
5	<u>707,027</u>																																																				
6	<u>807,457</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>331,419</u>																																																				
2	<u>368,578</u>																																																				
3	<u>397,702</u>																																																				

**第12条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員に対する給与条例第17条の2第1項及び第18条の3の規定の適用については、同項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第3条第1号の規定により任期を</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員に対する給与条例第17条の2第1項及び第18条の3の規定の適用については、同項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員」という。及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第3条第1号の規定により任期を</p>

定めて採用された職員」と、同条中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

別表第1（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>392,000</u>
2	<u>452,000</u>
3	<u>514,000</u>
4	<u>594,000</u>
5	<u>691,000</u>
6	<u>789,000</u>

別表第2（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>326,000</u>
2	<u>362,000</u>
3	<u>390,000</u>

定めて採用された職員」と、同条中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

別表第1（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>401,720</u>
2	<u>462,982</u>
3	<u>526,253</u>
4	<u>608,605</u>
5	<u>708,031</u>
6	<u>808,461</u>

別表第2（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>333,427</u>
2	<u>370,586</u>
3	<u>399,711</u>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第13条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは</p>

「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

4 省略

別表（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	378,621
2	427,831
3	481,059
4	544,330
5	620,657
6	725,104
7	848,633

「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 省略

別表（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	376,612
2	425,823
3	479,051
4	543,326
5	619,653
6	724,100
7	847,629

**第14条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「管理職手当を支給される教育職員」とあるのは「管理職手当を支給される教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外</p>



等)

**第10条 省略**

2 特定任期付企業職員に対する愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項、第13条の2第1項及び第18条の規定の適用については、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第13条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。）」及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第18条中「及び愛媛県職員退職手当条例」とあるのは、「、愛媛県職員退職手当条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

**別表(第7条関係)**

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

等)

**第10条 省略**

2 特定任期付企業職員に対する愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項、第13条の2及び第18条の規定の適用については、同項中「及び退職手当」とあるのは、「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第13条の22中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員」と及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第18条中「及び愛媛県職員退職手当条例」とあるのは、「、愛媛県職員退職手当条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

**別表(第7条関係)**

号給	給料月額
	円
1	378,621
2	427,831
3	481,059
4	544,330
5	620,657
6	725,104
7	848,633

**附 則**

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第12条及び第14条並びに附則第5項から第15項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第18条の4及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定、第11条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表の規定は平成26年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条の4及び附則第18項の規定、改正後の教育職員給与条例第19条の4及び附則第16項の規定、第6条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第3条の規定、第8条の規定による改正後の教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)第3条の規定、改正後の任期付研究員条例第6条の規定及び改正後の任期付職員条例第8条の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の職員給与条例の規定、改正後の教育職員給与条例の規定、改正後の特別職給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の任期付研究員条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定、第6条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定、第8条の規定による改正前の教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の規定、第11条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定、改正後の教育職員給与条例の規定、改正後の特別職給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の任期付研究員条例の規定又は改正後の任期付職員条例

の規定による給与の内払とみなす。

( 切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え )

5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、当該各号に定める給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(1) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条第4項の規定による給料月額 第12条の規定による改正後の任期付研究員条例別表第1に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額 第14条の規定による改正後の任期付職員条例別表に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

( 切替日前の異動者の号給の調整 )

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 給料の切替えに伴う経過措置 )

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例附則第15項の表又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が職員の給与に関する条例附則第15項の表又は教育職員の給与に関する条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後においては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例第7条第2項、第18条の5第2項及び第19条第5項(同条例第19条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、同条例第18条の5第2項及び第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する教育職員の給与に関する条例第17条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、同項第2号から第4号までの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する農業水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)第3条の規定の適用については、同条中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、同条ただし書中「その者の給料月額」とあるのは「その者の給料月額と同条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

13 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)第3条第1項

(2) 任期付研究員条例第5条第6項

(3) 任期付職員条例第7条第5項

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

14 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第9条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

- 15 第7条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき34,200円を超え34,900円以下であるものに対する第7条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項の規定の適用については、平成30年3月31日(当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日)までの間は、同項中「34,200円」とあるのは、「34,900円」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 16 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第49号

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人の県民税の均等割の税率の特例)	(個人の県民税の均等割の税率の特例)
<b>第3条 省略</b>	<b>第3条 省略</b>
2 平成26年度から平成31年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。	2 平成26年度分 _____ の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。
(法人の県民税の均等割の税率の特例)	(法人の県民税の均等割の税率の特例)
<b>第4条</b> 平成17年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。	<b>第4条</b> 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県地域医療介護総合確保基金条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保のための施策の実施に要する経費の財源に充てるため、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第51号

児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第1条 児童福祉法施行条例(平成24年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(過料) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) <u>法第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還又は法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</u> (2) 正当の理由がないのに、 <u>法第57条の3第2項又は第3項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</u>	(過料) 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) _____法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者 (2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項_____の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項_の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、 <u>修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</u>	(返還の債務の当然免除) 第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア～ウ 省略

エ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

オ～コ 省略

(2)・(3) 省略

(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア～ウ 省略

エ 児童福祉法第6条の2第3項           の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

オ～コ 省略

(2)・(3) 省略

(愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例(平成19年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料及び手数料の額) 第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。) 同法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する通所特定費用の額との合計額 (2)～(4) 省略 2・3 省略	(使用料及び手数料の額) 第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 児童福祉法第6条の2第2項 <u>          </u> に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。) 同法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する通所特定費用の額との合計額 (2)～(4) 省略 2・3 省略

(愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(従業者の員数) 第51条 省略 2～6 省略 7 知事は、指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関としての適切な医療その他のサービスの提供に必要な人員を確保していることをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	(従業者の員数) 第51条 省略 2～6 省略 7 知事は、指定療養介護事業者が、指定医療機関 <u>          </u> (児童福祉法第6条の2第3項 <u>          </u> に規定する指定医療機関 <u>          </u> をいう。 <u>          </u> )の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関 <u>          </u> としての適切な医療その他のサービスの提供に必要な人員を確保していることをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第5条** 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>

**附 則**

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第52号

難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

**難病の患者に対する医療等に関する法律第47条の規定に基づく過料に関する条例**

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第11条第2項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当な理由がなく、法第35条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

**附 則**

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的施策（第5条 第10条）

第3章 薬物の濫用の防止のための規制（第11条 第18条）

第4章 愛媛県薬物指定審査会（第19条 第25条）

第5章 雑則（第26条）

第6章 罰則（第27条 第31条）

## 附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、薬物の濫用の防止を図るため、県及び県民の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うことにより、薬物の濫用による危険から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- 2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- 3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- 4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
- 5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物
- 6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物
- 7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

（県の責務）

**第3条** 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、薬物の濫用の防止を目的とする団体等と連携し、及び協力するものとする。

（県民の責務）

**第4条** 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的施策

（推進体制の整備）

**第5条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

（調査研究）

**第6条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究に努めるものとする。

（情報の収集等）

**第7条** 県は、薬物の濫用による危険から県民の健康及び安全を守るため、薬物に関する情報の収集、整理、分析及び評価を行い、その結果を薬物の濫用の防止に関する施策に反映させるものとする。

（情報の提供）

**第8条** 県は、薬物の濫用による危険から県民の健康及び安全を守るため、県民に必要な情報を提供するものとする。

（教育及び学習の推進）

**第9条** 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、その教育及び学習の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

（監視及び指導）

**第10条** 県は、薬物の流通の態様に応じて、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

## 第3章 薬物の濫用の防止のための規制

（指定）

**第11条** 知事は、第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、愛媛県薬物指定審査会の意見を聴かな

ければならない。ただし、緊急を要し、あらかじめ愛媛県薬物指定審査会の意見を聴く時間的余裕がないときは、当該手続を経ないで指定をすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、速やかに、その指定に係る事項を愛媛県薬物指定審査会に報告しなければならない。

4 指定は、当該指定をしようとする薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することにより行う。

(指定の失効)

**第12条** 指定は、指定をした薬物(以下「知事指定薬物」という。)が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により指定がその効力を失ったときは、その旨を告示するものとする。

3 第6章の規定は、第1項の規定により指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

**第13条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの(以下「医療等の用途」という。)に供するために第1号若しくは第2号に掲げる行為(使用を除く。)をする場合又は医療等の用途に使用する場合、この限りでない。

(1) 知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること(県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。)

(2) 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること(販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列する場合を除く。)

(3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として知事指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、知事指定薬物の広告を行うこと。

(立入検査等)

**第14条** 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又はこれらの物を製造し、栽培し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者(以下「貯蔵者等」という。)に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、貯蔵者等の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 公安委員会は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その警察職員に、貯蔵者等の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査、質問又は収去をする者は、第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

**第15条** 知事は、第13条の規定に違反した者に対し、同条の規定に違反する行為をしないよう警告を発することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第13条の規定に違反する行為をしたときは、その法人又は人に対して当該行為をさせないよう警告を発することができる。

3 前2項の警告は、規則で定める書面を交付して行うものとする。

(廃棄等)

**第16条** 知事は、第13条第1号の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている知事指定薬物又は同号の規定に違反して製造され、栽培され、販売され、若しくは授与された知事指定薬物について、これらの知事指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置(以下「廃棄等の措置」という。)をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であって、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、その職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。

3 前項の規定による廃棄、回収その他の処分をする職員については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項の職員にあっては規則で、前項の警察職員にあっては公安委員会規則」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

(緊急時の勧告)

**第17条** 知事は、第2条第7号の薬物の濫用により現に県民の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物について指定をする前に、当該薬物を所持している者又は当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、若しくは広告した者に対して、これらの行為を中止し、又は当該薬物について廃棄等の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容その他の情報を県民に提供するとともに、国及び他の地方公共団体に通報するものとする。

(販売の自粛の要請等)

**第18条** 知事は、その名称、使用方法等の表示内容その他の情報からみて、摂取、吸入等の方法により人の身体に使用されるおそれがあると認められる物(医療等の用途に使用される物を除く。)であって、第2条第7号の薬物に該当する疑いがあるもの(以下「薬物類似物」という。)を取り扱っていると認められる者その他の関係者に対して、その職員に、当該薬物類似物が当該薬物に該当するかどうか



について質問させることができる。

- 2 知事は、前項の規定による質問の結果、第2条第7号の薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、又は広告していたと認められる者に対し、当該薬物の製造、栽培、販売、授与、使用、広告又は販売若しくは授与の目的での陳列の自粛を要請することができる。当該質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、又は虚偽の答弁をした者についても、同様とする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による要請をした場合について準用する。

#### 第4章 愛媛県薬物指定審査会

(設置)

**第19条** 第11条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるため、愛媛県薬物指定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

**第20条** 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

**第21条** 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

**第22条** 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第23条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

**第24条** 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(運営細則)

**第25条** この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 第5章 雑則

(規則への委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

**第27条** 第13条第1号の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第28条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2号の規定に違反した者
- (2) 第16条第1項の規定による命令に違反し、又は同条第2項の規定による廃棄、回収その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第29条** 第13条第3号の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項若しくは同条第2項の規定による立入検査若しくは同条第1項の規定による収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項若しくは同条第2項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

**第31条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第27条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第3項、第13条から第16条まで及び第6章の規定は、平成27年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第54号

愛媛県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~44 省略		1~44 省略	
45 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(3) 省略 (4) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」という。)第8条第3項ただし書、第31条の6第3項ただし書及び第37条第3項ただし書の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の繰上償還の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務</u> (5) <u>政令第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (6) <u>政令第11条(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の交付の停止又は減額の決定に係る通知書の交付に関する事務 (7) <u>政令第12条及び第13条(これらの規定を政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの停止の決定に係る通知書の交付に関する事務 (8) <u>政令第16条(第6号を除き、政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の一時償還の決定に係る請求書の交付に関する事務 (9) <u>政令第17条ただし書(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の違約金の不徴収の承認の願出の受付及び当該願出に係る願出書の知事への送付に関する事務 (10) <u>政令第19条第1項(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金	各市町 (中核市を除く。)	45 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(3) 省略 (4) <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」という。)</u> 第8条第3項ただし書(政令第37条第2項において準用する場合を含む。) <u>の規定に基づく母子福祉資金貸付金</u> 又は寡婦福祉資金貸付金の繰上償還の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務 (5) <u>政令第8条第5項(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金 又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (6) <u>政令第11条(政令第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金 又は寡婦福祉資金貸付金の交付の停止又は減額の決定に係る通知書の交付に関する事務 (7) <u>政令第12条及び第13条(これらの規定を政令第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金 又は寡婦福祉資金の貸付けの停止の決定に係る通知書の交付に関する事務 (8) <u>政令第16条(第6号を除き、政令第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金 又は寡婦福祉資金貸付金の一時償還の決定に係る請求書の交付に関する事務 (9) <u>政令第17条ただし書(政令第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金 又は寡婦福祉資金貸付金の違約金の不徴収の承認の願出の受付及び当該願出に係る願出書の知事への送付に関する事務 (10) <u>政令第19条第1項(政令第38条において準用する場合を含む。)</u> の規定に基づく母子福祉資金貸付金	各市町 (中核市を除く。)

又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (11) 省略	又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (11) 省略
46～62 省略	46～62 省略

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(関係機関との連携) 第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、児童の通学する学校、児童相談所、 <u>母子・父子福祉団体</u> 及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 (支援業務を行うに当たって遵守すべき事項) 第112条 省略 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、 <u>母子・父子福祉団体</u> 、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。 3 省略	(関係機関との連携) 第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、 <u>母子自立支援員</u> 、児童の通学する学校、児童相談所、 <u>母子福祉団体</u> 及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。 (支援業務を行うに当たって遵守すべき事項) 第112条 省略 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、 <u>母子自立支援員</u> 、 <u>母子福祉団体</u> 、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。 3 省略

(愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(関係機関との連携) 第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察、 <u>母子・父子福祉団体</u> 、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、 <u>母子・父子自立支援員</u> 、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接な連携を図らなければならない。	(関係機関との連携) 第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察、 <u>母子福祉団体</u> 、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、 <u>母子自立支援員</u> 、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接な連携を図らなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第55号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(行為の禁止)

**第3条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次  
条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限り  
でない。  
(1)～(4) 省略  
(5) 指定された場所以外の場所で、たき火その他火気の使用をす  
ること。  
(6)～(8) 省略

(行為の禁止)

**第3条** 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。  
ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次  
条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限り  
でない。  
(1)～(4) 省略  
(5) 指定された場所以外の場所でたき火 \_\_\_\_\_ をす  
ること。  
(6)～(8) 省略

#### 附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。